平成２３年（フ）第２３４号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免748番地、旧住所長崎県北松浦郡佐々町平野免670番地60
債務者　増本　　量
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
島根県浜田市金城町今福265番地１、前住所広島県三原市皆実２丁目５番10―204号
債務者　岩本　弘孝
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６３０号
千葉市緑区誉田町３丁目95番地３
破産者　鈴木　正己
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５６号
千葉県市川市大野町２丁目147番地１　第２グリーンハイツ101号
破産者　菅沼　セツ
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
長崎県佐世保市木風町２番３号―101、旧本店所在地佐賀県伊万里市立花町2005番地
破産者　有限会社総合緑化建設
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
千葉市稲毛区山王町10番地の28
破産者　有限会社中村工業
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３２号
千葉県四街道市物井1783―21、住民票上の住所千葉市稲毛区山王町10番地の28
破産者　中村　一郎
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１５号
千葉市若葉区桜木北２丁目３番14号　ファミーユ都賀103号
破産者　渡邉　洋治
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７０号
北海道江別市工栄町８番地２
破産者　株式会社エコロ
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５５号
仙台市若林区今泉小在家東92―１
破産者　有限会社共栄
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２９号
宮城県宮城郡七ケ浜町遠山３丁目10番47号
破産者　有限会社エステー物流
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
仙台市太白区人来田３丁目12番３号
破産者　株式会社パル・イワモト
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
茨城県結城郡八千代町大字西大山400番地の２
破産者　カシヤ建設有限会社
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２４号
茨城県古河市女沼850番地５メゾンドジェンティール104
破産者　株式会社アネストワークス
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２５号
茨城県古河市女沼850番地５メゾンドジェンティール104
破産者　株式会社ＢＡＵ設計事務所
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３２号
茨城県筑西市横塚83番地１
破産者　有限会社カーリサーチ
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１４号
群馬県伊勢崎市連取町1377番地１　ニューエルディムあずさ102
破産者　清水　正春
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６１号
千葉県東金市東金944番地11
破産者　岩柳　正美
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４５号
千葉市若葉区大宮台２丁目13番５号
破産者　土屋　正子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４６号
千葉市若葉区大宮台２丁目13番５号
破産者　土屋　一秀
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４７号
千葉市若葉区大宮台２丁目13番５号
破産者　土屋　朝子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係